

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向2 農業生産基盤の保安全管理と防災・減災対策

- 農業用水の安定供給及び良好な排水条件を確保するため、農業水利施設の機能保全に向けた適時・的確な長寿命化対策を進めます。
- 基幹から末端までの農業水利施設の継続的な保全体制を構築するため、土地改良区の運営体制の強化を推進します。
- 防災重点農業用ため池の改修、耐震補強やハザードマップの作成・活用、ため池管理者への指導・助言など、ハード整備とソフト対策の両面で総合的なため池の防災・減災対策を行います。

【施策】

1) 農業水利施設の保安全管理	(1) 農業水利施設の長寿命化 (2) 農業生産基盤の保安全管理の体制強化
2) ため池の防災・減災対策	(1) 防災重点農業用ため池の整備推進 (2) 監視・管理体制の強化

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6年度)	目 標 (R12年度)	目標の考え方
1	基幹水路保全対策延長	155km	181km	年間5kmの計画的な施設の補修・更新を目指します。
2	水土里ビジョンを策定した土地改良区数	—	60土地改良区	関係者協議に積極的に参画し、6割の策定を目指します。
3	防災重点農業用ため池の防災対策箇所数	44箇所	377箇所	防災重点農業用ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進し、年間55箇所の防災対策を目指します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向2

1) 農業水利施設の保全管理 (1) 農業水利施設の長寿命化

- 農業用水の安定確保や効率的な利用、豪雨時の排水対策、維持管理費の節減を図るため、農業用水路等の適時・的確な長寿命化対策を進めます。
- 連携管理保全計画（水土里ビジョン）に基づき、基幹から末端までの一連の施設を適切に保全・管理できるよう、土地改良区に対して必要な支援を行います。
- 気候変動に伴う豪雨災害リスクが高まる中、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれのある排水機場の補強や更新を進めます。

現状と課題

- 農業者が安定的に営農を継続するには、農地へ農業用水が安定供給されるとともに、豪雨時の雨水等が適切に排水されるよう、農業水利施設を適切に保全していく必要がありますが、高度経済成長時代に整備された水路や排水機場等の農業水利施設は、整備から長期間が経過しており、老朽化した農業水利施設が増加しています。
- 令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区や市町、多面的機能支払の活動組織等の関係者が共同して、将来の農業水利施設の保全体制を構築するための「連携管理保全計画（水土里ビジョン）」が位置付けられたことから、農業水利施設の劣化状況に応じてあらかじめ補修・更新の工法や時期等を定め、基幹から末端にわたる施設の計画的な対策を通じて、機能の継続的な保全に取り組めるような仕組みを設ける必要があります。
- 豪雨が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、農業水利施設を活用した流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進する必要があります。



農業水利施設の長寿命化
(パイプラインの破損)

具体的な施策

- 基幹的な農業水利施設の更新については、農業用水の安定確保や効率的な利用、ライフサイクルコストの低減を図るため、農業用水路の点検、機能診断、監視などを通じた適切なりスク管

理の下で、計画的かつ効果的な補修、更新を行うなど、施設の適時・的確な長寿命化対策を推進することで、持続的な農業生産を確保します。

- 老朽化に伴う農業用水路の突発事故や機能喪失による通水停止等の事態に備え、状況に応じた速やかな復旧等により機能保全を図る仕組みを設けることで、営農への影響を最小限にします。
- 都市化・混住化の進展等を踏まえ、土地改良区等の地域の関係者が役割を明確化し、連携して農業水利施設の計画的・効率的な保全管理に取り組むための水土里ビジョンの策定と活用を推進するとともに、土地改良区が水土里ビジョンに位置付け保全管理に取り組む、基幹から末端にわたる施設を対象に、国の事業も活用しながら、保全管理に必要な経費について、農家負担を軽減するきめ細やかな支援を行います。
- 安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、降雨等による余剰水をポンプで河川等に排水する排水機場等の、排水施設が果たす地域全体の排水の役割が効果的・効率的に発揮・活用されるよう、流域治水の一環として排水施設の長寿命化を推進します。



農業水利施設の長寿命化（水路の補修）

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向2

- 1) 農業水利施設の保全管理
- (2) 農業生産基盤の保全管理の体制強化

- 農業水利施設等の保全活動の中心となる土地改良区の運営体制が脆弱化していることから、合併等による体制強化を促進します。
- 土地改良区や市町等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築するための「連携管理保全計画（通称：水土里ビジョン）」の策定を支援し、土地改良区の運営体制の強化を推進します。

現状と課題

- 農地へ安定的に水を供給するための事業や施設の保全を行う土地改良区は、農業生産基盤を支える上で欠かせない存在ですが、農業集落の小規模化、営農の多様化が進む中、基幹から末端にわたる一連の施設全体の保全活動やその実施体制が脆弱化し、小規模な土地改良区では、専任職員の不在等、施設の保全に必要な体制が脆弱化しています。
- 土地改良区の体制を強化するため、県内の土地改良区の合併や合同事務所の設置による事務統合の取組を、地元市町や香川県土地改良団体連合会と連携して、平成9年度から進めており、その結果、当時144あった土地改良区は、令和6年度末現在で95まで統廃合が進み、2つの地域で合同事務所が設置されています。
- 本県においては、国が合併後の受益面積の目安とする300haに満たない小規模な土地改良区が全体の6割、専任職員不在の土地改良区が約2割存在し、適切な運営のためには、引き続き体制強化を進める必要があります。
- 令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区や市町、多面的機能支払の活動組織等の関係者が連携して、将来の農業用水利施設の保全体制を構築するため策定する水土里ビジョンが位置付けられました。

具体的な施策

- 「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、土地改良区が20年から30年後の将来を見通して、① 基幹から末端にわたる施設を保全するための関係者の役割分担や保全の取組（地域の農業生産基盤の保全）② 保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組（土地改良区の運営基盤の強化）に関する計画である水土里ビジョンの策定を促進します。

- 土地改良区が、水土里ビジョン策定や運営の効率化に向けて、香川県土地改良事業団体連合会等による「経営診断」や「改善指導」を受け、主体的に将来のあり方を検討するなどの自助努力を促します。
- 国、県、市町及び香川県土地改良事業団体連合会で構成する「香川県土地改良区運営基盤協議会」において、関係機関が連携・協力して土地改良区が直面する課題や組織・運営体制に応じた対応策を検討し、土地改良区への適切な助言を行う支援体制を構築します。
- 水土里ビジョン策定においては、区域の設定段階から積極的に参画し、提案や助言を行うとともに、策定だけでなく、水土里ビジョンに基づく取組が円滑に進むよう、必要な支援を行い、合併も含めた土地改良区の体制強化を推進します。
- 土地改良区と活動範囲が重なる多面的機能支払の活動組織との水土里ビジョン策定の議論を通じた、連携・協力による配水管理と維持管理の効率化や、活動組織からの事務受託費による運営基盤の安定化を働きかけます。
- 土地改良区の工事執行における透明性、競争性、公平性の確保、また、事務負担の軽減の観点から入札事務を香川県土地改良事業団体連合会で一括して行うための電子入札システムの導入・運用を支援します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向2

2) ため池の防災・減災対策

(1) 防災重点農業用ため池の整備推進

- 災害の発生を未然に防止するため、「香川県老朽ため池整備促進計画」や「ため池工事特措法の防災工事等推進計画」に基づき、老朽化した防災重点農業用ため池の整備や、受益地がない防災重点農業用ため池の貯水機能の廃止や統廃合、必要な耐震補強工事など、防災対策を計画的に進めます。

現状と課題

- 県内には、農業用水の主要水源として、数多くのため池が存在しますが、その多くは江戸時代に築造されており、老朽化が進行しています。近年、豪雨災害が頻発化・激甚化するなど、自然災害発生リスクも高まっており、ため池の防災・減災対策は急務となっています。
- 平成30年7月の西日本豪雨など、近年、豪雨により多くのため池が被災し、下流に甚大な被害が発生している状況を受けて、「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」が施行され、適正な保全管理や計画的な防災工事の実施が求められています。
- 受益農地が減少あるいは失われ、管理者不在などにより、管理が行き届かず、災害の発生が懸念される防災上危険な中小規模ため池については、地域で将来的なため池の保全管理や活用方法等について話し合いを行い、防災工事等が必要な場合は計画的な工事実施が必要です。
- 南海トラフ地震が、今後30年以内に60%～90%程度以上の確率で発生すると予測されている中、これまで完了した大規模ため池や甚大な被害が想定される防災上重要な中小規模ため池の耐震化整備と同様に、地震により決壊した場合、浸水区域に緊急輸送路等があり、その機能に支障が生じるおそれがある中小規模ため池についても震災対策が重要であり、早急な耐震化整備が必要です。

具体的な施策

- 「ため池工事特措法」に基づき指定した「防災重点農業用ため池」について、劣化状況評価の結果をもとに、老朽度や下流への影響度を考慮の上、優先度の高いため池から計画的に防災工事を推進します。防災工事が完了するまでの当面の間、被害軽減のための低水位管理について、ため池管理者に対して助言や技術的な支援を行います。



ため池の整備（東かがわ市 奥晴西上池）

- すでに改修済みの防災重点農業用ため池についても、改修から相当年数が経過しているものについては、劣化状況評価を実施し、「香川県老朽ため池整備促進計画」や、「ため池工事特措法」における防災工事等推進計画にその結果を反映させ、計画的な整備を推進します。
- 受益農地が減少あるいはなくなり、管理者不在などにより、管理が行き届かず、災害の発生が懸念される放置できない中小規模ため池において、地域の将来的なため池のあり方について貯水機能の廃止も含めて、地域で協議・合意形成を図り、適切な防災措置が講じられるよう努めます。
- 南海トラフ地震に備え、決壊により緊急輸送路等の機能に支障が生じるおそれのある中小規模ため池について、耐震性点検及び必要な耐震補強工事の早期完了に向けて取り組みます。



ため池の廃止（綾川町 小谷池）

展開方向2

2) ため池の防災・減災対策
(2) 監視・管理体制の強化

- 「香川県ため池保全管理協議会」において、関係者間の情報共有や役割分担を行いながら、ため池の適正な管理や防災重点農業用ため池の整備等を連携して推進するとともに、「香川ため池保全管理サポートセンター」により、定期的な現地パトロールや管理者等への指導・助言等を行い、ため池の適正な保全管理を促進します。
- ハザードマップの作成や普及啓発、遠隔監視機器の導入を促進し、ハード対策とソフト対策を一体的に実施することにより、総合的な防災・減災対策を計画的・積極的に推進します。

現状と課題

- 平成30年7月の西日本豪雨では、広島県を中心として32箇所のため池が決壊し、ため池の下流に大きな被害を与えたことから、国では同年11月にため池対策の進め方の方針を取りまとめ、県では市町等と連携し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策と施設機能の適切な維持・補強に向けた対策を進めてきましたが、この対策を継続的に実施するとともに、充実させていく必要があります。
- 中小規模のため池には、受益地がなくなり管理者が不在となったものや、管理者の高齢化により十分管理できていないものも多く、こうした防災上放置できない中小規模ため池の保全管理体制の強化が必要となっていることから、令和2年に「香川ため池保全管理サポートセンター」を設立し、ため池管理者に対する技術面での指導や助言などを行っていますが、継続的に実施していくことが重要です。
- ため池ハザードマップについては、平成23年度から市町が防災上必要と判断するため池を対象に作成を支援してきましたが、迅速な避難行動につなげるためには、住民等への十分な周知が必要です。
- 決壊した場合の影響が大きいため池については、ため池の状況を迅速に把握するための遠隔監視機器が必要と考えられることから、令和5年度から設置費や管理費の支援を行っており、引き続き、導入を進めていく必要があります。
- 近年、ため池にホテイアオイをはじめとする外来種等が侵入・繁茂することにより、洪水吐や取水施設からの放流など、ため池の健全な機能確保や管理に支障がでることが危惧されています。

具体的な施策

- 県・市町等で構成する「香川県ため池保全管理協議会」において、ため池の適切な保全管理や防災工事等の計画的な推進を目的として、関係者間での情報共有や課題の協議・検討、連絡調整を行います。
- 「香川ため池保全管理サポートセンター」において、劣化が進んだため池の定期的な現地パトロールや、管理が不十分なため池の管理者等への指導・助言、ため池に関する電話相談、ため池管理者向け技術講習会の開催等を行い、ため池の適正な保全管理を促進します。
- 地震や豪雨による住民被害の回避や迅速な避難行動につなげるため、ハザードマップの作成支援や普及啓発を行うとともに、市町が行う防災訓練での活用等を働きかけます。
- 豪雨や地震時にため池の状況を速やかに把握し、適切な判断や行動につながるよう水位計・監視カメラなど遠隔監視機器の導入を促進します。
- ソフト対策による監視・管理体制の強化と関係者の防災意識の向上を図り、ハード整備と一体的に実施することにより、総合的な防災・減災対策を推進します。
- ため池管理者の理解と協力の下、ため池の低水位管理などによる洪水調節容量の確保やため池の整備などを「流域治水」の取組の一環としても推進します。
- 取水施設、洪水吐等に悪影響を与え、その機能に支障を来す外来種等の駆除や予防措置を支援することにより、ため池の健全な機能の発揮を促進します。



定期的な現地パトロール（三豊市 影池）

ため池水位計・監視カメラ
（高松市 松尾池）